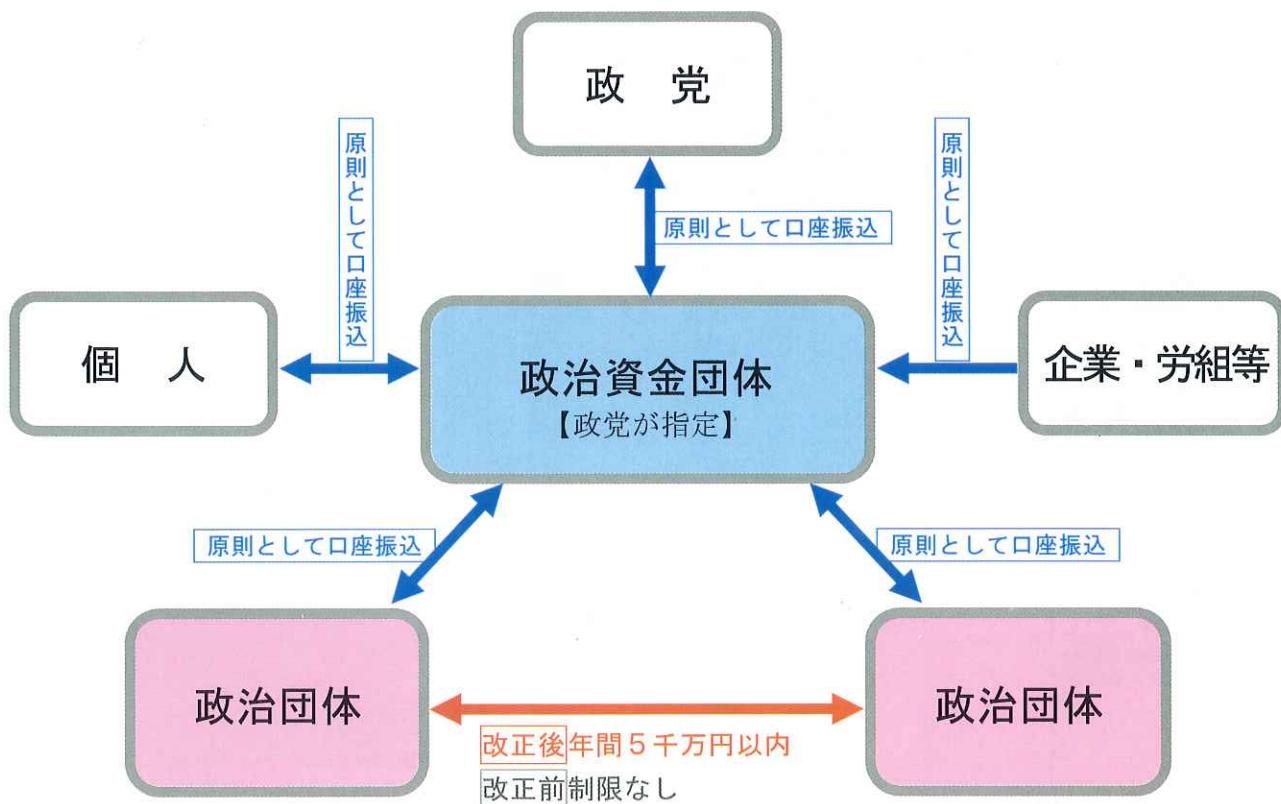


政治資金規正法改正のあらまし

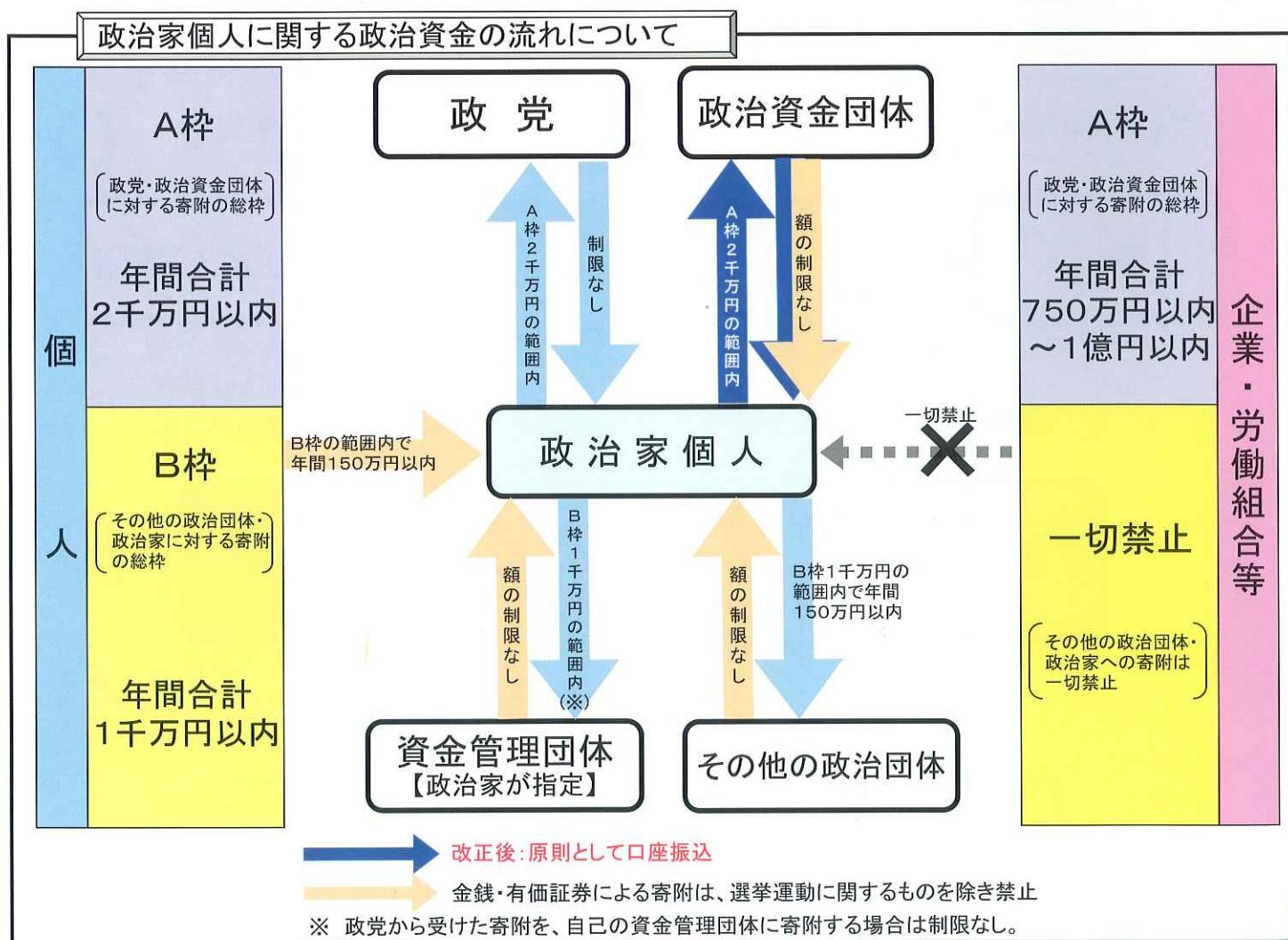
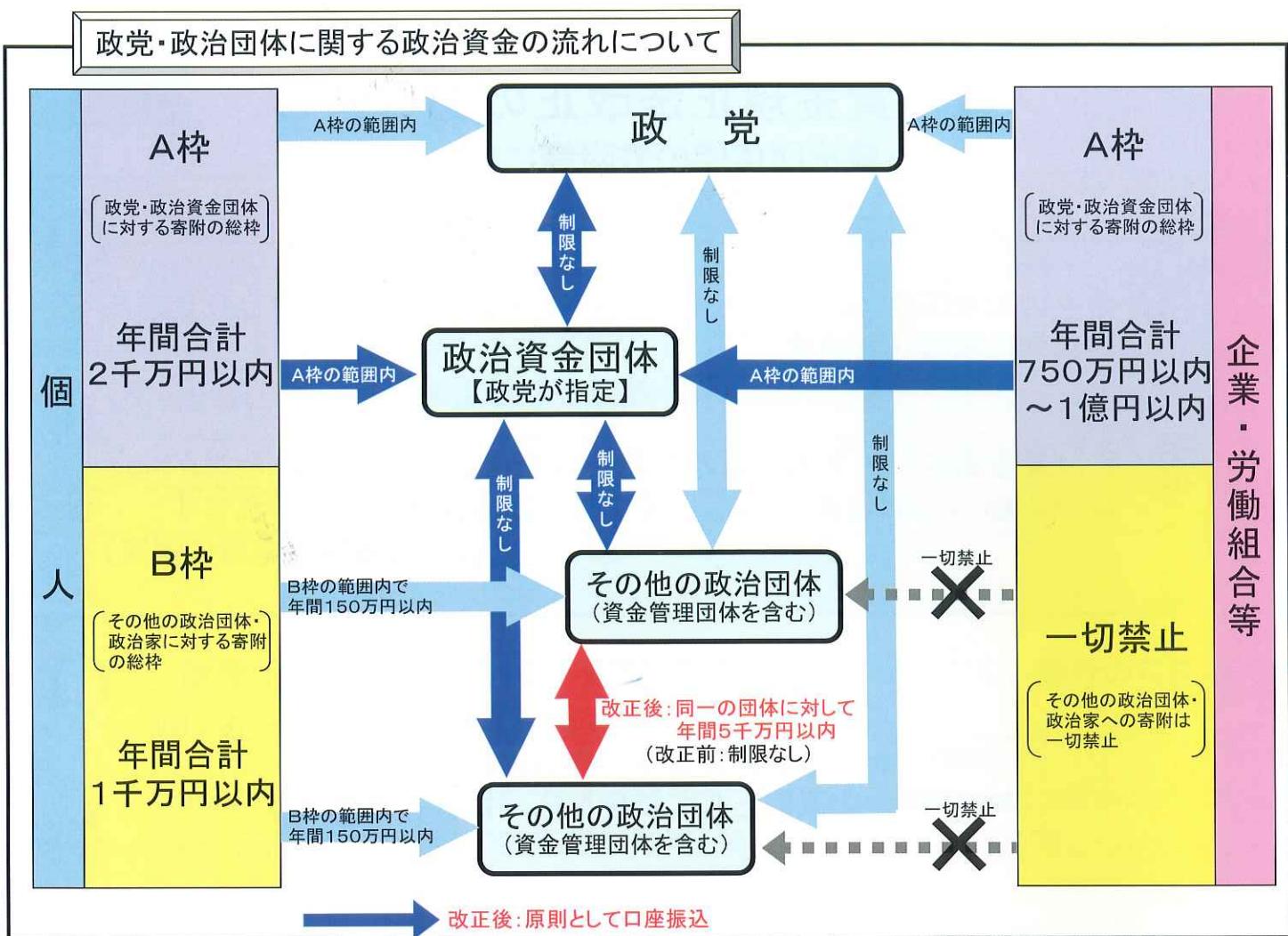
～政治団体間の寄附等について～

- ① 個々の政治団体（政党・政治資金団体を除く）間の寄附は、年間合計5千万円以内に制限されます。
(違反：1年以下の禁錮又は罰金50万円以下)
- ② 政治資金団体に対する寄附及び政治資金団体が行う寄附（千円以下の寄附・不動産による寄附を除く）は、口座振込・振替が義務づけられます。
(違反した寄附：国庫に帰属)

[
=①年間合計5千万円以内に制限
=②原則として口座振込・振替を義務づけ



平成18年1月1日から施行



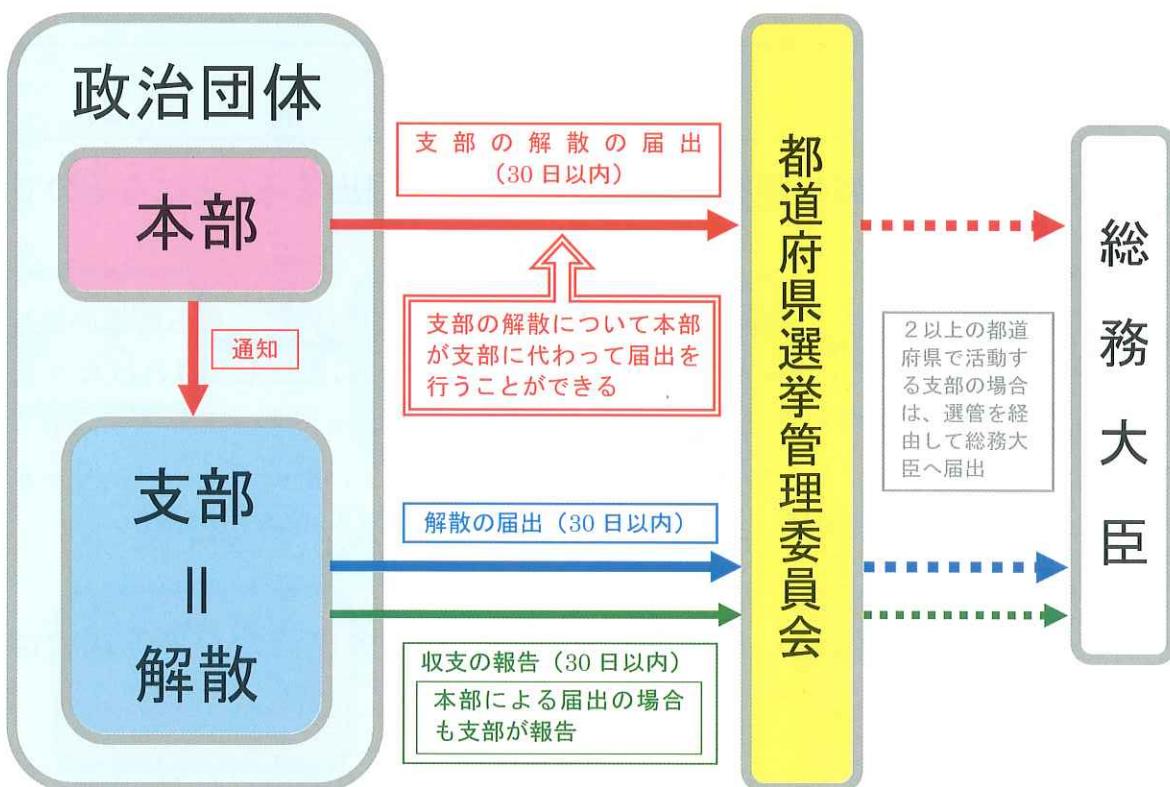
政治資金規正法改正のあらまし

～政治団体の本部による支部解散届出について～

- ① 政治団体の支部の解散について、本部は、解散の日から30日以内に、支部に代わって届出ができます。

② 解散を届け出た本部は、支部に対しその旨を通知しなければなりません。

■ =改正後に追加された手続



平成17年12月2日から施行

Q & A

Q 政党の支部と資金管理団体との間や政党の支部とその他の政治団体（後援会等）との間の寄附についても、年間合計5千万円の枠内で行わなければならないのですか。

A 政党は、年間5千万円の寄附制限の対象となる政治団体から除かれますので、政党の支部と資金管理団体やその他の政治団体との間の寄附については、従来どおり量的な制限はありません。

Q 政党（の支部）や資金管理団体に対する寄附についても、銀行の口座振込によらなければならぬのですか。

A 銀行の口座振込などによることが義務づけられているのは、政治資金団体に対する寄附と政治資金団体が行う寄附です。政党や資金管理団体に対する寄附についてはこのような制限はなく、従来どおり直接寄附を行うことは可能です。

Q 政治団体の支部の解散届は、すべて本部が提出することになるのですか。

A 政治団体の支部は、従来どおり解散の日から30日以内に、自ら解散の届出をすることが可能です。その場合、解散の收支報告書を同時に提出しなければなりません。

また、政治団体の本部が解散の届出をした場合であっても、支部の代表者であった者及び会計責任者であった者は、解散の收支報告書を、解散の日から30日以内に提出しなければなりません。

Q 政党の支部が解散した時点で支部政党交付金の残余がある場合は、どのような手続になるのですか。

A 政党の支部が解散した場合において支部政党交付金の残余があるときは、当該政党は、総務大臣にこれを返還する必要があります。